

令和6年坂祝町議会
第2回定例会

諸般の報告
行政報告

令和6年6月4日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

報告第	1 号	令和 5 年度坂祝町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第	2 号	令和 5 年度坂祝町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第	3 号	令和 5 年度坂祝町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 1 号

令和 5 年度坂祝町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、
令和 5 年度坂祝町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

令和5年度坂祝町一般会計繰越明許費繰越計算書

款 項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	
				特定財源 既収入 未収入	一般財源
2 総務費	公有財産管理経費	円	円	円	円
1 総務管理費		1,580,000	0	0 0	0
2 総務費	戸籍コンピュータ化事業	5,434,000	5,434,000	0	0
3 戸籍住民登録費				5,434,000	
2 総務費	住民情報システム経費	7,931,000	7,931,000	0	1,568,000
3 戸籍住民登録費				6,363,000	
3 民生費	重点交付金（低所得世帯 支援分）第2弾事業	46,644,000	8,945,000		3,033,000
1 社会福祉費				5,912,000	
3 民生費	低所得世帯支援給付金 （均等割こども加算）	48,986,000	48,986,000	0	7,336,000
1 社会福祉費				41,650,000	
4 衛生費	新型コロナウイルスワク チン接種事業	651,000	651,000	0	0
1 保健衛生費				651,000	
4 衛生費	上水道事業会計繰出金	12,100,000	12,100,000	0	12,100,000
1 保健衛生費				0	
7 土木費	幹線道路整備事業	10,750,000	10,750,000	0	10,750,000
2 道路橋りょう費				0	
7 土木費	河川改修事業	80,753,000	24,881,000	0	81,000
3 河川費				24,800,000	
合	計	214,829,000	119,678,000	0 84,810,000	34,868,000

令和6年6月4日 提出

坂祝町長 柴山 佳也

報告第 2 号

令和 5 年度坂祝町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、令和 5 年度坂祝町水道事業会計予算繰越計算書を報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

令和5年度 坂祝町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不要額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	負担金	その他			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	酒倉地区配水管布設替 工事 (1-11)	88,000,000	0	88,000,000	12,333,000	12,100,000	63,567,000	0	0	年度内の完了が見込めないため
		合 計	88,000,000	0	88,000,000	12,333,000	12,100,000	63,567,000	0	0	

報告第3号

令和5年度坂祝町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度坂祝町下水道事業会計予算繰越計算書を報告する。

令和6年6月4日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

令和５年度 坂祝町下水道事業会計 予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不要額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						下水道使用料			
1. 下水道事業 費用	1. 営業費用	令和5年度坂祝町下水 道使用料改定検討業務 (公共)	2,337,500	0	2,337,500	2,337,500	0	0	第3回坂祝町上下水道事業経営審 議会の開催日程を各委員と調整 した結果、当初令和6年2月中の 開催を予定していたが、令和6年 3月中旬から下旬の開催を予定す ることとなり、令和5年度坂祝町 下水道使用料改定検討業務委託 の工期延長を行ったため。
		令和5年度坂祝町下水 道使用料改定検討業務 (農集)	2,337,500	0	2,337,500	2,337,500	0	0	第3回坂祝町上下水道事業経営審 議会の開催日程を各委員と調整 した結果、当初令和6年2月中の 開催を予定していたが、令和6年 3月中旬から下旬の開催を予定す ることとなり、令和5年度坂祝町 下水道使用料改定検討業務委託 の工期延長を行ったため。
		合 計	4,675,000	0	4,675,000	4,675,000	0	0	

行政報告



令和6年坂祝町告示第36号

坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

坂祝町長

令和6年坂祝町条例第15号

坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。 （身体的拘束等の適正化に係る経過措置） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の坂祝町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置） 3 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス	附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

1字削除
1字加入





ス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。